

盛岡広域振興局長告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年4月12日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 自立訓練

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310100425	地域生活支援センター「かんばす」	岩手郡滝沢村滝沢字牧野林895番地10	平成25年3月31日

2 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312200074	あさあけの園	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第6地割17番2	平成25年3月29日